

神奈川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 概要

神奈川県条例の見直しに関する要綱に基づく5年ごとの見直しの検討を行い、神奈川県環境影響評価条例及びその運用について取扱いを検討したところ、環境アセスメントの対象要件の内容等について見直しをすることとしたため、神奈川県環境影響評価条例施行規則の別表を改正する。

2 内容

《対象要件の内容の見直し、規則別表第1》

- ① 対象事業「電気工作物の建設」のうち屋根上等に設置する太陽光発電設備を対象外とする。
 - ・ 現在、屋根上等に設置する太陽光発電設備は出力要件を満たせば対象となっているが、建築物に設置する太陽光発電設備については環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるとはいえず、脱炭素に関する現在の状況にも即していることから、建築物に設置するものを対象外とする。
- ② 対象事業「鋼索鉄道、索道の建設」のうち「索道の建設」（ロープウェイ）について、「その他の地域」を対象外とする。
 - ・ 現在、県所管域のすべての地域が対象となっているが、対象を自然度の高い地域（甲・乙地域）に限定し、自然度の高い地域として取り扱っていない「その他の地域」を対象外とする。
- ③ 対象事業「鋼索鉄道、索道の建設」のうち「鋼索鉄道の建設」（ケーブルカー）について、「その他の地域」を「鉄道の建設」と同要件とする。
 - ・ 現在、県所管域のすべての地域が対象となっているが、索道と同様に見直すものの、鋼索鉄道は鉄道事業の要件に合わせ、「その他の地域」については「鉄道の建設」と同要件とする。
- ④ 対象事業「高層建築物の建設」のうち「その他の地域」のただし書を削除する。
 - ・ 現在、「その他の地域」については対象要件を緩和するただし書が規定されているが、県所管域において適用事例がなく例外規定の必要が生じていないため、ただし書を削除する。

《その他、規則別表第3》

- ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法や神奈川県土砂の適正処理に関する条例の改正等に合わせるなど所要の改正を行う。

3 今後の予定

令和7年4月1日施行